

YMCA健康福祉専門学校

社会福祉科【一般養成通信課程】

精神保健福祉科【短期養成通信課程】

入学案内 2025

(専門実践教育訓練給付金制度指定講座)



社会福祉士、精神保健福祉士を目指される皆様へ

社会福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法に、精神保健福祉士は、精神保健福祉士法に定めがある国家資格です。国家資格は法律により、その職務や業務が明確に定められます。例えば、医師が医療を弁護士が法律事務を職務とするように、社会福祉士や精神保健福祉士は相談援助を業とすると定められています。相談援助とは、「ソーシャルワーク」のことを指します。社会福祉士や精神保健福祉士は、ソーシャルワークを専門に行う国家資格であると位置づけられます。

では、ソーシャルワークとはどのようなものでしょうか。2014年7月メルボルンにおける国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）総会及び国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）総会において採択された「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」では、「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人びとのエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。（中略）ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人びとやさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。」と定義されています。

ソーシャルワークとは、何等かの理由で生活課題が生じている人びとが、その人らしい充実した生活を送ることができるよう、その人やその人のおかれている環境、ひいては社会全体に対して働きかけます。なかでも社会福祉士は生活課題全般に、精神保健福祉士はメンタルヘルスに関わる生活課題に働きかける専門職です。その目指すところは、「地域の中で様々な状況の人びとが共に生活していくことができる社会の構築」として共通しています。

私たち YMCA 健康福祉専門学校通信課程（社会福祉科、精神保健福祉科）では、単に国家資格が取得できれば良いという教育ではなく、多様な社会問題が頻発する現代社会の中で活躍することができる、ソーシャルワーク専門職を養成するための教育を行いたいと考えています。期間の短い通信課程ではありますが、受講生の皆様が必要な知識・技術を習得し、ソーシャルワークの価値に基づく支援が実践できることを目指していきます。国家試験の合格は、その目標の延長線上にあるものと考えています。

そのためには、受講生の皆様のご協力が不可欠です。通信課程での学びは、自己学習が中心です。「自ら学ぶ」という積極的な態度で学び、さらに「ソーシャルワークを理解し実践できるようになりたい」という意欲を持ってぜひ一緒に学びましょう。そのような意欲をお持ちの方であれば、最終目標である「国家試験合格」も現実的なものになると思います。

社会福祉科をご希望される方のなかには、福祉関係の学びが初めてである方もいらっしゃると思います。その中には、1年6カ月という短い修業期間で、ソーシャルワーク実践に必要な力を身につけられるか不安な方もいらっしゃると思います。重要なことは、ソーシャルワークの価値を理解し、意欲をもって学びを深めていくことであると思います。それが実現できれば、修了時にはソーシャルワークの基礎的な力が身につく、国家試験に合格できる実力も十分身につくと思います。

精神保健福祉士を希望される方は、本校は短期養成課程ですので、社会福祉士の資格をお持ちか、基礎的な社会福祉の学びは修了されている方になります（入学資格の詳細はP27をご参照ください。）。したがって、9カ月という短期間での精神保健福祉士専門科目のみの学びになります。受講生の多くはすでに現場でソーシャルワーカーとしてご活躍の方が多くいらっしゃいますが、これまでのご経験や知識に加え、メンタルヘルス課題に対応できる知識や精神保健福祉士としての視点を獲得していただける学びをご提供します。

私たちも、皆様の学ぶ意欲に応えられるよう、準備をすすめております。どうぞ、私たちの通信課程を選択していただきますようお願い申し上げます。

YMCA 健康福祉専門学校通信課程

【国家試験合格率】

- 第36回 社会福祉士（新卒）75.9% <全国平均 58.1%>
- 第26回 精神保健福祉士（新卒）84.8% <全国平均 70.4%>

目次

社会福祉科(一般養成通信課程)

学習内容	2
履修科目とレポート提出スケジュール	3
年間授業計画	4
よくあるご質問	5
受講生の声	6
社会福祉科教員一覧	7
社会福祉科実習施設一覧	8
募集要項	11
出願手続き	12
参考資料:実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲	13
神奈川県 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業	20

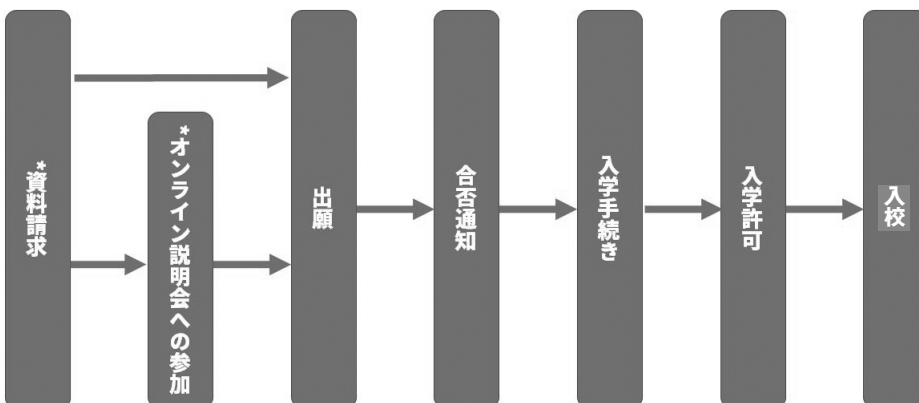
精神保健福祉科(短期養成通信課程)

学習内容	21
履修科目と面接授業時間数・レポート提出スケジュール／年間授業計画	22
よくあるご質問／精神保健福祉科教員一覧	23
受講生の声	24
精神保健福祉科実習施設一覧	25
募集要項	27
出願手続き	28
参考資料1 基礎科目について	30
参考資料2 実務経験として認められる指定施設における相談業務の範囲	32

入学願書等記入例..... 35

社会福祉科・精神保健福祉科専門実践教育訓練給付金制度について..... 40

入校までの流れ



お問い合わせはこちら



*資料請求をしていただきますと、出願書類も合わせてお送りしております。出願には最新の書類が必要となりますので必ず該年度の資料をお手元にご請求いただきますようお願いいたします。
*オンライン説明会への参加は必須ではありませんが、学習方法、入学手続きについてご説明いたします。ご質問にもお答えいたしますので、ぜひご参加ください。

社会福祉科（一般養成通信課程） 学習内容

通信課程による学習は、自宅学習（レポート提出）、スクーリング（面接授業）、ソーシャルワーク実習で構成されます。

【自宅学習（レポート提出）】

- ・テキストを通して履修科目を学習し、各科目で出題される課題レポートを提出します。
- ・提出時期および科目名等については、次ページをご覧ください。
- ・提出されたレポートは、各担当教員の添削指導を受けたのちに、返却いたします。

【スクーリング（面接授業）】

・自宅学習で得た知識を体得するための学習方法です。

- 日程**：7日間を基本的に半年間で全て受講していただきます。欠席した講座は、翌年の同講座で補うことが可能です(有料)。
- 会場**：入学時に湘南とつかYMCA（土曜日）またはYMCA健康福祉専門学校（木曜日または日曜日）のいずれかのクラスを選択していただきます。 ※会場は裏表紙をご覧ください

回	テーマ	日程		
		戸塚(土曜日)	厚木(日曜日)	厚木(木曜日)
第1回	ソーシャルワークの基本的概念	・2025年5月～2025年9月までの間に計7回のスクーリングを実施 ・木曜コースは入学後のアンケートにより、10名以上のご希望がある場合に開講予定		
第2回	基本的なコミュニケーション技術			
第3回	支援過程の理解と専門技法の習得			
第4回	ソーシャルワークの技術			
第5回	地域を基盤としたソーシャルワーク			
第6回	災害時におけるソーシャルワーク 社会問題に対するソーシャルワーク			
第7回	グループワーク			

※スクーリングの内容については変更する可能性があります。

【ソーシャルワーク実習】

・指定施設における相談援助業務の実務経験が1年間に満たない方は、以下の通り福祉現場での実習が必要です。（実習施設についてはP.8～P.10を参照）

●**実習期間**：2025年9月～2026年7月

●**実習時間**：① 精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修している場合、60時間の実習が免除され、180時間（約23日間）の実習を1カ所で行います。該当する方には、上記の実習を履修した学校等が発行した履修証明書または成績証明書を提出していただきます。

② ①に該当しない場合は、60時間（約8日間）を1カ所、180時間（約23日間）を別の実習機関1カ所、計240時間（約31～32日間）の実習を行います。

●**実習指導**：実習前後に厚木校舎にて以下の通りソーシャルワーク実習指導を5日間（計32.5時間）行います。

	内容	日程(土曜日・厚木校のみ)
実習指導Ⅰ	実習ガイダンス	2025年5月
実習指導Ⅱ	実習前指導	2025年6月
実習指導Ⅲ	実習中間指導	2026年1月
実習指導Ⅳ	実習後指導	2026年6月
実習指導Ⅴ	実習報告会	2026年7月

※実習先や日程等は、入学後に実習希望調査票を提出していただき個別に調整しますが、受入れ施設や受入れ時期がご希望に添えない場合もあります。

※ソーシャルワーク実習は、計約30日間にわたり、原則として連続した日程で行います。土・日・祝日のみの実習はできません。お仕事をもちの方は、長期間お休みをしていただく必要があります。ご勤務先とよくご相談のうえ、ご出願下さい。

【履修科目とレポート提出スケジュール】

※レポート提出スケジュールは変更する場合がありますのでご承知おきください。

履修科目	レポート数	レポート提出スケジュール(予定)														
		2025年									2026年					
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6～8月	
医学概論	1											●				
心理学と心理的支援	1									●						
社会学と社会システム	1										●					
社会福祉の原理と政策	2		●									●				
社会福祉調査の基礎	1			●												
ソーシャルワークの基盤と専門職 (共通)	1	●														
ソーシャルワークの基盤と専門職 (専門)	1												●			
ソーシャルワークの理論と方法 (共通)	2		●				●									
ソーシャルワークの理論と方法 (専門)	2								●		●					
地域福祉と包括的支援体制	2			●									●			
福祉サービスの組織と経営	1									●						
社会保障	2					●									●	
高齢者福祉	1												●			
障害者福祉	1									●						
児童・家庭福祉	1									●						
貧困に対する支援	1													●		
保健医療と福祉	1											●				
権利擁護を支える法制度	1															●
刑事司法と福祉	1															●
ソーシャルワーク演習	1	●														
ソーシャルワーク演習 (専門)	4		●	●	●	●										
合計	29	2	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	

未提出・不合格レポートの再提出期間

【年間授業計画】

2025年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自 宅 学 習 (レポート)		レポート提出①	レポート提出②	レポート提出③	レポート提出④	レポート提出⑤	レポート提出⑥	レポート提出⑦	レポート提出⑧	レポート提出⑨	レポート提出⑩	レポート提出⑪
面 接 授 業 (スクーリング) 戸 塚 また は 厚 木		ソーシャルワーク演習①～⑦										
ソーシャルワーク 実 習 (該当者)		実習指導Ⅰ	実習指導Ⅱ				実習60時間			実習指導Ⅲ	実習180時間	

2026年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自 宅 学 習 (レポート)	レポート提出⑫	レポート提出⑬		レポート再提出 未提出・不合格								
面 接 授 業 (スクーリング)	実習180時間						国家試験受験対策として 提携しているコンテンツを ご紹介します。					
ソーシャルワーク 実 習 (該当者)			実習指導Ⅳ	実習指導Ⅴ		修 了 認 定					国 家 試 験 受 験	国 家 試 験 合 格 発 表

よくあるご質問

Q 私の職歴は実務経験に該当しますか？

A P.13～P.19の参考資料：「実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲」で、実務経験として該当するかどうか確認してください。参考資料にある職種名で相談援助を行う常勤職員（非常勤の場合は労働時間が常勤のおおむね4分の3）として規定年数を勤務している必要があります。

なお、複数の施設・機関等で勤務していた場合、それぞれの施設・機関での勤務年数を合算し実務経験の年数を満たすこともできます。

Q 相談援助の実務経験年数はいつの段階で満たせば出願できますか？

A 2025年3月31日までに入学資格に応じた実務経験年数を満たす見込みであれば出願できます。入学後に改めて年数を満たしたことを証明する「実務経験証明書」を提出していただきます。年数を満たす前に退職された場合は、入学資格がないことになり入学取り消しとなります。

Q 実習が必要なのですが、実習先や日程はどのように決まるのでしょうか？

A 実習先は本校の実習施設として届出た施設の中から配属します。ご自分の勤務先または同一法人内での実習はできません。実習先および日程は入学時に提出していただく実習希望調査票に基づいて学校が調整いたします。ご希望に添えない場合もあることをご承知ください。5月開講の実習指導Ⅰで、個別の相談に対応いたします。

Q スクーリングを欠席した場合や、レポートが不合格の場合はどうなりますか？

A ソーシャルワーク演習に欠席した場合は、翌年の開講日に再履修(有料)することが必要です。実習指導については、実習前指導を1回でも欠席すると、実習に出られなくなりますので留年となります。また未提出・不合格レポートの場合は、その数が規定数以内であれば、学校が指定する再提出期間に再履修（有料）していただきます。

Q 学費に関する補助制度はありますか？

A 本校社会福祉科は、「専門実践教育訓練給付金制度」の指定講座となっています。詳しくはP.40をご覧ください。

また、神奈川県や東京都では、社会福祉士養成施設に在学している方を対象に修学資金の貸与事業「修学資金貸付制度」があります。詳しくはP20をご覧ください。

Q 社会福祉士国家資格取得後、福祉施設等への就職先の紹介は行っていますか？

A 修了後の具体的な就職あっせんは行っていません。職業紹介機関である各都道府県の福祉人材センター等を利用し、就職に関する情報を集めることをお薦めします。

Q 入学資格にある4年制大学卒業について、卒業した大学や学部に制限がありますか？

A 卒業した大学は、文部科学省から認可を受けた日本国内の大学に限られます。海外の大学を卒業された方は対象外となります。ただし、海外の大学を卒業後、日本の大学院を卒業されている場合は入学資格を満たします。

なお、卒業した学部は問いません。

社会福祉科 受講生インタビュー

社会福祉科での学びを聞いてみました！

Q. 印象的なレポート課題を教えてください。

自己覚知（自分のことを理解する）レポートです。

「他者から見た自分が知らない自分」を知って、少しショックでした。しかし、人と関わるの社会福祉士として、「こんな（自身の）部分もあるのか」という気づきが大切だということをスクーリングで振り返ることができました。

提出後には、丁寧にフィードバックをいただけます。レポートの意味がわかるような指摘やアドバイスをつけて添削してくれるため、国家試験対策のためにポイントをまとめることができるようになりました。

様々な分野に関わる社会福祉士として大切な学びであると思います。またレポートの進め方も含めてアドバイスをいただけるため、当初不安に感じていた「通信だから、独学の面が強いのではないか」という部分も、明確にアドバイスが返ってくることで、自信と安心につながり、不安が解消できました。



Q. スクーリングの魅力は何ですか？

私は乳児院で働いていて、福祉の他業種のことについて知らないのですが、いろいろな“福祉“を聞くことができ、非常に刺激になります。一度にこんなに多くの現場経験の話を知ることができるのは貴重だと感じます。

通信教育ですが、一人ではなく同じ目標に向かって頑張れる仲間がいることの大きさを日々感じています。

また、スクーリングの中でグループワークを重ねることで、人の見えない心の部分まで触れる、相談援助に関するコミュニケーションを身につけることができていると感じています。

現業の方、異業種の方、さまざまな経験をしている方の経験、意見を共有してもらうことができているので、その多くのインプットを活かして、実践でアウトプットできるようになりたいです。



科 目	担当教員(敬称略)
医学概論	一木 崇弘(国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所)
心理学と心理的支援	奥田 訓子(桜美林大学講師)
社会学と社会システム	菅原 想(YMCA健康福祉専門学校講師)
社会福祉の原理と政策	渡辺 寛人(NPO法人POSSE事務局長)
社会福祉調査の基礎	菅原 想(YMCA健康福祉専門学校講師)
ソーシャルワークの基盤と専門職(共通)	関根 麻美(YMCA健康福祉専門学校講師)
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	
ソーシャルワークの理論と方法(共通)	山本 博之(田園調布大学教授)
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	
地域福祉と包括的支援体制	矢野 明宏(東京通信大学准教授)
福祉サービスの組織と経営	榎本 則幸(東京通信大学非常勤講師)
社会保障	岡 伸一(明治学院大学教授)
高齢者福祉	杉浦 由美子(YMCA健康福祉専門学校講師)
障害者福祉	榎本 則幸(東京通信大学非常勤講師)
児童・家庭福祉	大西 史浩(YMCA健康福祉専門学校専任講師)
貧困に対する支援	木本 明(東京家政学院大学名誉教授)
保健医療と福祉	関根 麻美(YMCA健康福祉専門学校講師)
権利擁護を支える法制度	高山由美子(ルーテル学院大学教授)
刑事司法と福祉	石田 咲子(福山平成大学講師)
ソーシャルワーク演習	川上 富雄(駒澤大学教授)
ソーシャルワーク演習(専門)	大西 史浩(YMCA健康福祉専門学校専任教員) 栗田 陽子(YMCA健康福祉専門学校専任教員)
ソーシャルワーク実習指導	大西 史浩(YMCA健康福祉専門学校専任教員) 栗田 陽子(YMCA健康福祉専門学校専任教員) 杉浦由美子(YMCA健康福祉専門学校講師)

※教員を変更することがあります。

社会福祉科実習施設一覧

(2024年9月現在)

※実習施設の都合により、2025年度実習の受け入れができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

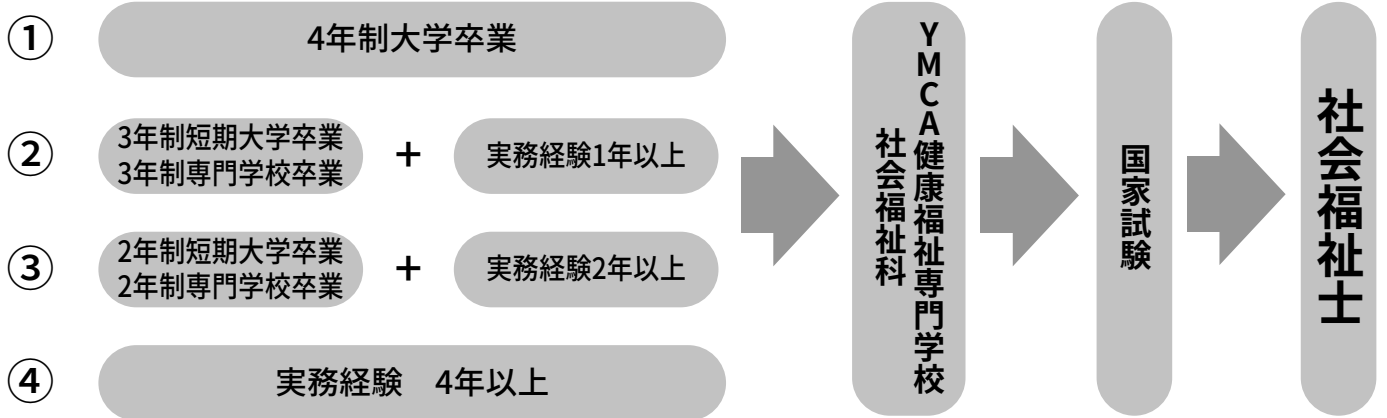
番号	都道府県	施設種類	施設名	所在地
1	栃 木	障害者支援施設	皇海荘	日光市
2	栃 木	特別養護老人ホーム	マイホームきよはら	宇都宮市
3	栃 木	児童養護施設	泗水学園	足利市
4	群 馬	養護老人ホーム	サンロイヤル広沢	桐生市
5	群 馬	重度知的障害者施設	のぞみの園	高崎市
6	茨 城	地域包括支援センター	社会福祉法人 六高台福祉会	鹿嶋市
7	茨 城	救護施設	ナザレ園	那珂市
8	茨 城	特別養護老人ホーム	ナザレ園	那珂市
9	茨 城	就労継続支援B型	コスモス	土浦市
10	埼 玉	特別養護老人ホーム	小鳩園	三郷市
11	埼 玉	障害者支援施設	春日園	深谷市
12	埼 玉	特別養護老人ホーム	あしかり園	飯能市
13	千 葉	特別養護老人ホーム	東総園	旭市
14	千 葉	障害者支援施設	もくせい園	鎌ヶ谷市
15	静 岡	特別養護老人ホーム	さやの家	掛川市
16	静 岡	障害者支援施設	厚生寮	浜松市
17	静 岡	障害者支援施設	あまぎ学園	沼津市
18	静 岡	地域包括支援センター	三島市錦田地区地域包括支援センター	三島市
19	静 岡	障害者支援施設	かぬき学園	沼津市
20	静 岡	障害者支援施設	ワークスとおがさ	沼津市
21	静 岡	障害者支援施設	ワークスうしぶせ	沼津市
22	静 岡	障害福祉サービス事業所	クリエート太陽	沼津市
23	東京都	特別養護老人ホーム	いずみの苑	板橋区
24	東京都	特別養護老人ホーム	上北沢ホーム	世田谷区
25	東京都	特別養護老人ホーム	福音の家	町田市
26	東京都	生活介護	大田区立南六郷福祉園	大田区
27	東京都	通所介護	弘済園ケアセンター	三鷹市
28	東京都	特別養護老人ホーム	南陽園	杉並区
29	東京都	特別養護老人ホーム	清風園	町田市
30	東京都	通所介護	調布市国領高齢者在宅サービスセンター	調布市
31	東京都	地域包括支援センター	地域包括支援センターゆうあい	調布市
32	神奈川	養護老人ホーム	敬愛の園	大和市
33	神奈川	地域包括支援センター	横浜市中野地域ケアプラザ	横浜市栄区
34	神奈川	特別養護老人ホーム	ふれあいの森	茅ヶ崎市
35	神奈川	特別養護老人ホーム	衣笠ホーム	横須賀市
36	神奈川	特別養護老人ホーム	すえなが	川崎市高津区
37	神奈川	社会福祉協議会	平塚市社会福祉協議会	平塚市
38	神奈川	障害者支援施設	丹沢レジデンシャルホーム	秦野市
39	神奈川	特別養護老人ホーム	相生荘	横浜市泉区
40	神奈川	児童養護施設	川崎愛児園	川崎市宮前区

番号	都道府県	施設種類	施設名	所在地
41	神奈川県	障害福祉サービス事業所	ひかりの園	横浜市泉区
42	神奈川県	障害者支援施設	朝日塾	横浜市戸塚区
43	神奈川県	地域包括支援センター	横浜市桂台地域ケアプラザ	横浜市栄区
44	神奈川県	特別養護老人ホーム	特養鎌倉静養館	鎌倉市
45	神奈川県	特別養護老人ホーム	夢見ヶ崎	川崎市幸区
46	神奈川県	障害福祉サービス事業所	聖星学園	横浜市金沢区
47	神奈川県	社会福祉協議会	大和市社会福祉協議会	大和市
48	神奈川県	地域包括支援センター	大和YMCAライフサポートセンター	大和市
49	神奈川県	地域包括支援センター	横浜市不老町地域ケアプラザ	横浜市中区
50	神奈川県	障害者支援施設	竹の子学園	小田原市
51	神奈川県	障害者支援施設	アガベ壱番館	座間市
52	神奈川県	特別養護老人ホーム	ピア市ヶ尾	横浜市青葉区
53	神奈川県	地域包括支援センター	田浦・逸見地域包括支援センター	横須賀市
54	神奈川県	生活介護	藤沢市太陽の家 藤の実学園	藤沢市
55	神奈川県	就労継続支援B型・就労移行支援	しんわろネッサンス	平塚市
56	神奈川県	地域包括支援センター	横浜市鶴見中央地域ケアプラザ	横浜市鶴見区
57	神奈川県	障害者支援施設	花みずき	横浜市港北区
58	神奈川県	地域包括支援センター	横浜市舞岡柏尾地域ケアプラザ	横浜市戸塚区
59	神奈川県	救護施設	平塚ふじみ園	平塚市
60	神奈川県	特別養護老人ホーム	潤生園	小田原市
61	神奈川県	障害者支援施設	川崎授産学園つばき寮	川崎市麻生区
62	神奈川県	就労継続支援B型・就労移行支援	ハートピア湘南	藤沢市
63	神奈川県	母子生活支援施設	くらき	横浜市
64	神奈川県	地域包括支援センター	横浜市永田地域ケアプラザ	横浜市南区
65	神奈川県	特別養護老人ホーム	ふれあいの泉	鎌倉市
66	神奈川県	生活介護・相談支援事業	いそご地域活動ホームいぶき	横浜市磯子区
67	神奈川県	障害者支援施設	水平線	茅ヶ崎市
68	神奈川県	障害者支援施設	貴志園	綾瀬市
69	神奈川県	相談支援・地域活動支援センター	支援センター凧	逗子市
70	神奈川県	児童養護施設	唐池学園	綾瀬市
71	神奈川県	障害者支援施設	永耕園	小田原市
72	神奈川県	生活介護・相談支援事業	よし介工芸館	藤沢市
73	神奈川県	特別養護老人ホーム	稲村ガ崎きしろ	鎌倉市
74	神奈川県	特別養護老人ホーム	平塚富士白苑	平塚市
75	神奈川県	社会福祉協議会	小田原市社会福祉協議会	小田原市
76	神奈川県	社会福祉協議会	伊勢原市社会福祉協議会	伊勢原市
77	神奈川県	特別養護老人ホーム	金井原苑	川崎市麻生区
78	神奈川県	生活介護	湘南希望の郷ケアセンター	藤沢市
79	神奈川県	障害者支援施設	秦野精華園	秦野市
80	神奈川県	障害者支援施設	厚木精華園	厚木市
81	神奈川県	障害者支援施設	光の丘	横浜市旭区
82	神奈川県	通所介護	ケアセンターあさひ	厚木市

番号	都道府県	施設種類	施設名	所在地
83	神奈川	障害者支援施設	愛名やまゆり園	厚木市
84	神奈川	特別養護老人ホーム	シャローム横浜	横浜市旭区
85	神奈川	社会福祉協議会	鎌倉市社会福祉協議会	鎌倉市
86	神奈川	特別養護老人ホーム	よつば苑	横浜市保土ヶ谷区
87	神奈川	特別養護老人ホーム	らんの里	伊勢原市
88	神奈川	障害者支援施設	横浜らいず	横浜市港北区
89	神奈川	生活介護	葉山はばたき	三浦郡葉山町
90	神奈川	救護施設	横浜市浦舟園	横浜市南区
91	神奈川	特別養護老人ホーム	湘南老人ホーム	秦野市下
92	神奈川	障害者支援施設	れいんぼう川崎	川崎市宮前区
93	神奈川	障害者支援施設	くず葉学園	秦野市
94	神奈川	特別養護老人ホーム	あしがら広域福祉センター ひかりの里	足柄上郡大井町
95	神奈川	特別養護老人ホーム	ハピネス都筑	横浜市都筑区
96	神奈川	社会福祉協議会	川崎市社会福祉協議会	川崎市中原区
97	神奈川	特別養護老人ホーム	箱根老人ホーム	箱根町
98	神奈川	地域包括支援センター	大津地域包括支援センター	横須賀市
99	神奈川	社会福祉協議会	茅ヶ崎市社会福祉協議会	茅ヶ崎市
100	神奈川	生活介護	地域活動ホーム連	横浜市旭区
101	神奈川	生活介護	横浜市つたのは学園	横浜市緑区
102	神奈川	障害者支援施設	ソーレ平塚	平塚市
103	神奈川	特別養護老人ホーム	高齢者生活支援施設けいわ荘	厚木市
104	神奈川	地域包括支援センター	厚木市荻野地域包括支援センター	厚木市
105	神奈川	社会福祉協議会	横浜市社会福祉協議会	横浜市中区
106	神奈川	生活介護	訪問の家 朋	横浜市栄区
107	神奈川	児童養護施設	相模原南児童ホーム	相模原市
108	神奈川	社会福祉協議会	相模原市社会福祉協議会	相模原市
109	神奈川	介護老人保健施設	ふれあいの桜	藤沢市
110	神奈川	地域包括支援センター	横浜市生麦地域ケアプラザ	横浜市鶴見区
111	神奈川	地域包括支援センター	東部地域包括支援センター 花たば	伊勢原市
112	神奈川	地域包括支援センター	道志会地域包括支援センター	綾瀬市
113	神奈川	介護老人保健施設	千の風・川崎	川崎市
114	神奈川	居宅介護支援事業所	高齢者生活支援センターらんの里	伊勢原市
115	神奈川	小規模多機能型居宅介護	ピースフルライフさくら草	伊勢原市
116	神奈川	地域包括支援センター	中央林間地域包括支援センター	大和市
117	神奈川	特別養護老人ホーム	みなみ風	大和市

社会福祉科（一般養成通信課程）募集要項

入学資格：次のいずれかに該当する方。大学、短期大学、専門学校は日本で認可されたものに限りです。



●入学資格と実習について

- ・上記①に該当する方は、ソーシャルワーク実習の履修が必要となります。ただし入学前（2025年3月31日現在）に指定施設で1年以上の実務経験のある方は、「実務経験証明書書式3-①・②」の提出により実習が免除となります。
- ・上記②、③、④に該当する方は、「実務経験証明書書式3-①・②」の提出により、実習が免除となります。

●募集地域：東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県に限る（関東+静岡）

●修業年数：1年6カ月（2025年4月1日～2026年9月30日）

●定員：140名

●学費：

	実習免除の方	実習180時間の方	実習240時間の方
入学金	20,000円	20,000円	20,000円
授業料	260,000円	260,000円	260,000円
実習費	0円	120,000円	160,000円
学費合計	280,000円	400,000円	440,000円

※専門実践教育訓練給付制度に関しては、P.40をご覧ください。

※実習時間についてはP.2をご参照ください。

※原則入学時一括納入、振込手数料は自己負担となります。事情がある場合はご相談ください。

●教材：テキストは中央法規出版「最新・社会福祉士養成講座(全21巻)」他別途60,000円程度。

●選考日程：2024年10月7日より願書の受付を開始し、以下の日程で選考いたします。

回数	出願受付期間(必着)	合否通知発送日	学費納入締切日
第1回	2024年10月 7日(月)～11月 1日(金)	2024年11月 6日(水)	2024年11月20日(水)
第2回	2024年11月 5日(火)～11月29日(金)	2024年12月 4日(水)	2024年12月18日(水)
第3回	2024年12月 2日(月)～12月13日(金)	2024年12月18日(水)	2025年 1月 8日(水)
第4回	2024年12月16日(月)～ 1月10日(金)	2025年 1月15日(水)	2025年 1月29日(水)
第5回	2025年 1月14日(火)～ 2月 7日(金)	2025年 2月12日(水)	2025年 2月26日(水)
第6回	2025年 2月10日(月)～ 2月28日(金)	2025年 3月 5日(水)	2025年 3月19日(水)
第7回	2025年 3月 3日(月)～ 3月14日(金)	2025年 3月19日(木)	2025年 3月26日(水)
第8回	2025年 3月17日(月)～ 3月27日(木)	2025年 3月28日(金)	2025年 4月 4日(金)

- ・出願方法：P.12の出願手続きに従い、出願書類を出願受付期間中に簡易書留で郵送してください。
- ・入学選考料：5,000円（支払い方法については出願手続きをご覧ください）
- ・選考方法：提出された書類および小論文を審査のうえ合否を決定いたします。
※選考に関するお問い合わせには一切お答えできません。
- ・入学手続き：学費納入指定日までに学費を納入の上、指定期間内に入学手続書類を提出してください。
※一旦納入された選考料及び学費は原則として返金いたしません。

出願手続き

出願書類：必要な出願書類は入学資格によって異なりますので、以下の該当する書類を確認してください。

出願書類は以下の方法でご準備ください。

- ①資料請求時に同封された書類を利用
- ②本校、社会福祉科のホームページからダウンロード

ホームページは「YMCA健康福祉専門学校 社会福祉科」で検索ください。

●**すべての方が提出するもの**

- ①入学願書（社会福祉科所定用紙）・・・書式1
- ②課題小論文（社会福祉科所定用紙） 筆記700字～800字・・・書式2
- ③合否通知用封筒 住所・宛名を記入し、410円（速達料金含）の切手を貼付してください。
所定封筒以外の場合は、長3封筒を使い「合否通知在中」とご記入ください。
- ④入学選考料(5,000円) 以下の口座に振り込み、明細票のコピーを入学願書の裏面に貼付してください。

三井住友銀行 横浜支店 普通預金 7090251
<口座名義人>学校法人横浜YMCA（ガッコウホウジンヨコハマワイエムシーエー）

※振込時は、ご自身の氏名の前に「シャフク」を付けてください。振込手数料は本人負担となります。

●**入学資格に応じて提出するもの**

- ⑤**大学・短期大学等卒業(見込)証明書：**提出日より6カ月以内に発行されたもの。
 - ・2025年3月に大学等を卒業見込の方は、卒業見込証明書を提出してください。（証明書氏名が旧姓の場合は願書の旧姓欄に記入）4月の入学時まで改めて卒業証明書を提出していただきます。
 - ・実務経験4年以上の入学資格で出願する場合は、提出する必要はありません。
- ⑥**実務経験証明書：**実習免除の方のみ提出（社会福祉科所定用紙）・・・書式3-①または3-②
 - ・福祉施設・機関または医療機関で実務経験を有する方は実務経験証明書を提出していただきます。
 - ・施設種類、職種欄には、参考資料「実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲」（P.13～P.19）に記載されている施設種類と職種名を正確に転記してください。
 - ・実務経験を満たすため複数の施設・機関から証明を受ける場合は、用紙をコピーして各施設・機関から証明を受けてください。証明書の提出により、「ソーシャルワーク実習」「ソーシャルワーク実習指導」が免除されます。

【出願書類】 入学資格に応じて、必要書類（●印のもの）を提出してください。

提出書類	4年制大学卒業		短期大学または専門学校卒業	実務経験4年以上
	実務経験なし	実務経験1年以上	実務経験1年以上または2年以上	
①入学願書	●	●	●	●
②課題小論文	●	●	●	●
③合否通知用封筒	●	●	●	●
④入学選考料	●	●	●	●
⑤卒業(見込)証明書	●	●	●	—
⑥実務経験証明書	—	●	●	●
⑦履修証明書または成績証明書	(▲)	—	(▲)	—

※ ⑦はソーシャルワーク実習が必要な方で、精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修している場合に提出していただきます。

ソーシャルワーク実習のうち、60時間が免除されます。

●**出願方法：**角2封筒を使用し、必要な書類をすべて封入し、「簡易書留」で郵送してください。

原則として、郵送以外の出願は受付できません。

所定封筒以外にもご利用も可能です。その場合、以下の内容を明記してお送りください。

243-0018 神奈川県厚木市中町4-16-19

YMCA健康福祉専門学校 社会福祉科

社会福祉科 出願書類在中

※選考対象とされた提出書類はお返しいたしません。

※選考料及び学費の振込手数料は自己負担となりますのでご了承ください。

※必要書類以外のものは入れないでください。

参考資料

実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲

■ 本表における相談援助業務についての留意点・注意点

次の実務経験の対象となる施設・事業、職種は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社庶第29号）」厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長通知により定められています。

ここに示す施設、職種以外の経験は、実務経験の対象となりません（厚生労働大臣が個別に認める場合を除く）。

なお、福祉に関する相談援助の業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であつて、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が、実務経験の対象となります。

	番号	施設種類	職種	
児童福祉法	1	児童相談所	児童福祉司／受付相談員／相談員／電話相談員／児童心理司／児童指導員／保育士	
	2	母子生活支援施設	母子支援員／母子指導員／少年を指導する職員／個別対応職員／自立支援担当職員	
	3	児童養護施設	児童指導員／保育士／個別対応職員／家庭支援専門相談員／職業指導員／里親支援専門相談員／自立支援担当職員	
	4	障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	児童指導員（注意2）／保育士（注意3） 児童発達支援管理責任者／心理担当職員	
	5	知的障害児施設 知的障害児施設、自閉症児施設（第一種、第二種）	児童指導員（注意2） 保育士（注意3）	
	6	知的障害児通園施設		
	7	盲ろうあ児施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設		
	8	肢体不自由児施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設		
	9	児童心理治療施設（旧：情緒障害児短期治療施設）	児童指導員／保育士／個別対応職員／家庭支援専門相談員／自立支援担当職員	
	10	児童自立支援施設	児童自立支援専門員／児童生活支援員／個別対応職員／家庭支援専門相談員／職業指導員／自立支援担当職員	
	11	重症心身障害児施設	児童指導員（注意2）／保育士（注意3）／心理指導員（心理指導を担当する職員）	
	12	児童家庭支援センター	相談員（児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行なう職員）	
	13	里親支援センター	里親制度等普及促進担当者／里親等支援員／里親研修等担当者／家庭支援専門相談員／自立支援担当職員／養親等相談支援員	
	14	障害児通所支援事業 （児童発達支援センターを除く）	児童発達支援事業を行なう施設	指導員（注意1）／児童指導員（注意2）／保育士（注意3）／障害福祉サービス経験者（注意4）／児童発達支援管理責任者／機能訓練担当職員（心理担当職員に限る）
			医療型児童発達支援事業を行なう施設	児童指導員（注意2）／保育士（注意3）／児童発達支援管理責任者／機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）
			放課後等デイサービス事業を行なう施設	指導員（注意1）／児童指導員（注意2）／保育士（注意3）／障害福祉サービス経験者（注意4）／児童発達支援管理責任者／機能訓練担当職員（心理担当職員に限る）
			居宅訪問型児童発達支援事業を行なう施設	訪問支援員（保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）（注意1）／児童発達支援管理責任者
			保育所等訪問支援事業を行なう施設	
	15	障害児相談支援事業	相談支援専門員／相談支援員	
	16	乳児院	児童指導員／保育士／個別対応職員／家庭支援専門相談員／里親支援専門相談員	
17	指定発達支援医療機関	肢体不自由児施設支援	児童指導員（注意2） 保育士（注意3）	
		重症心身障害児施設支援 （国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの）		
18	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員／個別対応職員／自立支援担当職員		
19	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員		
20	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員		

	番号	施設種類	職種	
児童福祉法	21	若年被害女性等支援事業を行なっている事業所	相談援助業務又は自立支援を行なう職員	
	22	養育支援訪問事業を行なっている事業所	訪問支援者	
	23	児童厚生施設（児童遊園を除く）	職員のうち相談援助業務を行なっている者	
	24	親子再統合支援事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員	
	25	社会的養護自立支援拠点事業を行なっている事業所	支援コーディネーター／生活相談支援員／就労相談支援員	
	26	妊産婦等生活援助事業を行なっている事業所	支援コーディネーター／母子支援員	
	27	子育て世帯訪問支援事業を行なっている事業所	訪問支援員	
	28	児童育成支援拠点事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員	
	29	こども家庭センター	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員／母子保健に関する各種の相談に応ずる職員／統括支援員	
児童分野 その他の 施設	30	利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
	31	児童デイサービス事業（障害児通園事業）	相談援助業務を行っている職員（相談員）	
	32	地域生活支援事業	障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
	33	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員	
	34	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業） 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業	相談援助業務を行っている職員	
	35	重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	児童指導員（注意2） 保育士（注意3）	
	36	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	
	37	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員	
	38	「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所	医療的ケア児等コーディネーター	
介護保険法	39	指定介護老人福祉施設 指定地域密着型介護老人福祉施設を含む	生活相談員／介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
		介護老人保健施設	支援相談員／相談指導員／介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
		介護医療院	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
		指定介護療養型医療施設	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
	40	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員（保健師、主任介護支援専門員等）（注意5）	
	41	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設、 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設を含む。	生活相談員／計画作成担当者	
	42	指定通所介護を行う施設 基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設（注意6） 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設を含む	生活相談員	
		指定短期入所生活介護を行う施設 基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設を含む	生活相談員	
	44	指定通所リハビリテーションを行う施設 指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む （※介護老人保健施設において実施されているものに限る）	支援相談員	
	45	指定短期入所療養介護を行う施設 指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む （※介護老人保健施設において実施されているものに限る）	支援相談員	
	46	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター	
	47	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者	
	48	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
	49	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
	50	指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
	51	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員／介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
	52	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
53	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員		
54	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員		
老人福祉法	55	養護老人ホーム		
	56	特別養護老人ホーム 地域密着型特別養護老人ホームを含む	生活相談員	
	57	軽費老人ホーム 軽費老人ホーム（A型、B型）、ケアハウスを含む	生活相談員／主任生活相談員	

	番号	施設種類	職種	
老人福祉法	58	老人福祉センター（特A型、A型、B型）	相談・指導を行う職員	
	59	老人短期入所施設	生活相談員／生活指導員	
	60	老人デイサービスセンター		
	61	老人介護支援センター（在宅介護支援センター）	相談援助業務を行っている職員	
	62	有料老人ホーム	生活相談員	
高齢者分野 その他の 施設	63	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員	
	64	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	生活援助員	
	65	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する 集合住宅等において実施する事業	相談援助業務を行っている生活援助員	
	66	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員	
地域保健法	67	保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員／精神保健福祉士／精神科ソーシャルワーカー／心理判定員	
医療法	68	病院	相談員（医療ソーシャルワーカー等）／退院後生活環境相談員 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア、患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ、患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ、患者の社会復帰に係る相談援助 エ、以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	
	69	診療所		
身体障害者 福祉法	70	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司／心理判定員／職能判定員／ケース・ワーカー	
	71	身体障害者福祉センター	身体障害者福祉センター（A型、B型）	
			在宅障害者デイサービス施設 （身体障害者デイサービスセンター）	
			障害者更生センター	
72	点字図書館	相談援助業務を行っている職員		
精神保健福 祉法	73	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員／精神保健福祉士／精神科ソ シャルワーカー／心理判定員（いずれも精神障害者 に関する相談援助業務を行っている職員）	
知的障害者福祉法	74	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司／心理判定員／職能判定員／ケース・ワーカー	
障害者総合 支援法	75	障害者支援施設	生活支援員（注意7）／就労支援員／サービス管理責任者	
	76	地域活動支援センター	指導員（注意7）	
	77	福祉ホーム	管理人	
	78	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員	
	79	身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設	生活支援員（注意7）
			身体障害者療護施設	
			身体障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	指導員（注意7）
			身体障害者福祉工場	
	80	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士／精神障害者社会復帰指導員
			精神障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	
			精神障害者福祉工場	
精神障害者福祉ホーム			管理人	
81	知的障害者援護施設	知的障害者更生施設（入所、通所）	生活支援員（注意7）	
		知的障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）		
		知的障害者通勤寮		
障害者総合 支援法	82	障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	生活支援員（注意7）／サービス管理責任者
			自立訓練を行う施設 （機能訓練・生活訓練）	
			就労移行支援を行う施設 （認定就労移行支援を含む）	生活支援員（注意7）／就労支援員／サービス管理 責任者／職業指導員（相談援助を行う場合に限る）
			就労継続支援を行う施設（A型、B型）	生活支援員（注意7）／サービス管理責任者／職業 指導員（相談援助を行う場合に限る）
			就労定着支援を行う施設	就労定着支援員／サービス管理責任者
			自立生活援助を行う施設	地域生活支援員／サービス管理責任者

	番号	施設種類	職種	
障害者総合 支援法	82	障害福祉サービス事業	療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
			短期入所を行う施設 ・身体障害者短期入所事業、知的障 害者短期入所事業を含む	
			重度障害者等包括支援を行う施設	
			共同生活介護を行う施設	
			共同生活援助を行う施設 ・精神障害者グループホーム、知的障 害者グループホームを含む	
障害者総合 支援法	83	地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
			日中一時支援事業を行っている施設	
			障害者相談支援事業を行っている施設	
	84	一般相談支援事業所	相談支援専門員	
85	特定相談支援事業所	相談支援専門員／相談支援員		
86	相談支援事業を行う施設	相談支援専門員		
のぞみの園法	87	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員・ケースワーカー	
発達障害支 援法	88	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員／就労支援を担当する職員	
障害者の雇 用の促進等 に関する法 律	89	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	
	90	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー／職場適応援助者	
	91	障害者雇用支援センター	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第 28 条 第 1 号、第 2 号及び第 7 号に規定する業務を行う職員	
	92	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者／就業支援担当者／主任職場定 着支援担当者／生活支援担当職員	
職業安定法	93	公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター／障害学生雇用サ ポーター	
障害者分野 その他の 施設	94	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員	
	95	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員	
	96	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター／地域移行推進員	
	97	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター／地域移行推進員	
	98	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法 に規定する病院として必要な職員を除く)	
	99	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行っている施設	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法 に規定する病院として必要な職員を除く)	
	100	第 1 号職場適応援助者助成金または訪問型職場適 応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適 応援助を行っている者	第 1 号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適 応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適 応援助を行っている者	
	101	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員で あって、職場適応援助を行っている者	
生活保護法	102	救護施設	生活指導員	
	103	更生施設		
	104	授産施設		
	105	宿泊提供施設		
	106	被保護者就労支援事業を行っている事業所		
	107	日常生活支援住居施設		
	108	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関		就労支援員
生活困窮者 自立支援法	109	生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	生活支援員／生活支援提供責任者	
	110	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	主任相談支援員／相談支援員／就労支援員／家計改 善支援員／家計相談支援員／就労準備支援担当者	
	社会福祉法	111	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員）
現業員・ケースワーカー				
身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）				
知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）				
老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）				
家庭児童福祉主事				
家庭相談員				
面接相談員				
女性相談支援員				
母子・父子自立支援員、母子相談員				
就労支援事業に従事する就労支援員 (「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 1 の 3 (1) に規定する就労支援事業に従事する就労支援員)				
被保護者就労支援事業に従事する就労支援員				
112	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員		
113	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員／相談援助業務を行っている職員（主として 高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者 に対するものに限る。）		

	番号	施設種類	職種
社会福祉法	114	市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員／相談援助業務を行っている職員（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。）／専門員（日常生活自立支援事業を行う職員）
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	115	女性相談支援センター	相談支援員 心理支援員 女性相談支援員
	116	女性自立支援施設	入所者の自立支援を行う職員
母子保護法	117	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
	118	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員
配偶者暴力防止法	119	配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員
母子及び父子並びに寡婦福祉法	120	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員
刑事収容施設法	121	刑事施設	刑務官／法務教官／法務技官（心理）／福祉専門官
少年院法	122	少年院	法務教官／法務技官（心理）／福祉専門官
少年鑑別所法	123	少年鑑別所	法務教官／法務技官（心理）
更生保護法	124	地方更生保護委員会	保護観察官／社会復帰調整官
	125	保護観察所	
更生保護事業法	126	更生保護施設	補導主任／補導員／福祉職員／薬物専門職員
裁判所法	127	家庭裁判所	家庭裁判所調査官
労働者災害補償保険法	128	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
難病の患者に対する医療等に関する法律	129	難病相談支援センター	難病相談支援員
成年後見制度の利用の促進に関する法律	130	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員
その他	131	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
	132	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援員プログラム策定員
	133	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員
	134	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
	135	就労支援事業を行っている事業所（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業）	就労支援員
	136	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター／その他相談援助業務を行っている職員
	137	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
	138	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
	139	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
	140	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
	141	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
	142	自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） 家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員／相談支援員／就労支援員／家計相談支援員
	143	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
	144	地域居住支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
	145	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
	146	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
	147	厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行っている職員

※以下に掲げる施設・事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の実務経験の対象となります。

	番号	施設・事業種類	職種
すでに廃止されているが、実務経験の対象となる施設・事業・職種	148	重度身体障害者更生援護施設	生活支援員／生活指導員

	番号	施設・事業種類	職種		
すでに廃止されているが、実務経験の対象となる施設・事業・職種	149	身体障害者福祉ホーム	管理人		
	150	精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士／精神障害者社会復帰指導員		
	151	経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) (平成 18 年 10 月～ 19 年 3 月)	相談援助業務を行っている職員		
	152	精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員		
	153	知的障害者デイサービスセンター	指導員／生活指導員／相談援助業務を行っている職員		
	154	知的障害者福祉ホーム	管理人		
	155	身体障害者相談支援事業 (市町村障害者生活支援事業)	身体障害者更生施設	相談援助業務を行っている職員	
			身体障害者療護施設		
			身体障害者福祉センター		
			身体障害者デイサービスセンター		
	156	知的障害者相談支援事業	知的障害者更生施設		
			知的障害者授産施設		
	157	障害児相談支援事業	知的障害児施設		
			知的障害児通園施設		
			自閉症児施設		
			盲ろうあ児施設		
			難聴幼児通園施設		
			肢体不自由児施設		
			肢体不自由児療護施設		
			肢体不自由児通園施設		
	重症心身障害児施設				
	158	障害者デイサービス事業を行う施設	身体障害者デイサービス事業を行う施設		相談援助業務を行っている職員
			知的障害者デイサービス事業を行う施設		
159	経過的デイサービス事業を行なっている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) (平成 18 年 10 月～ 19 年 3 月)	相談援助業務を行っている職員			
160	「障害者 110 番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員			
161	知的障害者生活支援事業	知的障害者通勤寮	相談援助業務を行っている職員		
		知的障害者更生施設			
		知的障害者授産施設			
		障害者能力開発施設			
162	高齢者住宅等安心確保事業	高齢者世話付住宅 (シルバーハウジング)	生活援助員		
		高齢者向け優良賃貸住宅			
		高齢者円滑入居賃貸住宅 (登録住宅)			
163	高齢者世話付住宅 (シルバーハウジング) 生活援助員派遣事業				
164	家庭支援電話相談 (子ども・家庭 110 番) 事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員			
165	ヴィエトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行なっている指導員			
166	子ども家庭相談事業	児童センターにおいて実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員		
		市に設置された児童館において実施する事業			
167	乳幼児健全育成相談事業	保育所において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員		
		乳児院において実施する事業			
168	すこやかテレホン事業	青少年相談センターにおいて実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員		
169	知的障害者専門相談 (法的助言・相談) 事業	都道府県・指定都市等において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員		
170	地域子育て支援センター事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員			

(注意事項の説明)

■児童分野

(注意1)

「指導員」のうち、「介護等の業務を行なう指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(注意2)

「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(注意3)

「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(注意4)

「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行なう障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

(注意1)～(注意4)共通

これらの職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

■高齢者分野

(注意5)

「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意6)

「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

■障がい者分野

(注意7)

「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(注意7)の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

■業務従事期間の計算方法について

業務従事期間の計算方法については、以下の要件を満たす必要があります。

福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、本表の「職種」欄に掲げる者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し、常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)に従事した期間を通算して計算する

神奈川県 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業

介護福祉士または社会福祉士の養成施設に在学する方にとって、学業に専念しやすい環境を整え、国家資格を取得、登録後、神奈川県において専門職として継続して常勤的に5年間従事していただくことを目的として修学資金を貸付する制度です。

【貸付対象】

貸付対象は次のすべての条件を満たす方とします。

1. 介護福祉士または社会福祉士養成施設に在学している
2. 卒業後、国家資格を取得したのち、県内の福祉・介護施設で働く意思がある
3. 他の自治体が行っている介護福祉士等修学資金、生活福祉資金を借りていない
4. 連帯保証人（未成年の場合は法定代理人）の用意があること

【貸付金額】

修学資金 月額 5万円以内

入学準備金 20万円以内（入学した年/希望者のみ）

国家試験受験対策費用 一年度あたり4万円以内（介護福祉士のみ）

就職準備金 20万円以内（卒業する年/希望者のみ 別途要件あり）

【返還免除】

次の条件を満たした場合、修学資金の貸付金は全額免除申請が可能となります

- ・養成施設等を卒業し国家資格を登録した日から1年以内に、介護福祉士または社会福祉士として、神奈川県内の福祉・介護施設等において、原則、常勤職員として5年間（中高年離職者の場合は3年間）継続して介護業務や相談業務に従事した場合
- ・社会福祉士修学資金については、養成施設を卒業した年度の翌々年度までに社会福祉士の合格・登録が必須となります

【申請受付】

入学後、本校より受講生のみなさまにご案内し、希望者の方へ書類をお送りいたします。

希望者が多い場合は、学内選考にて推薦者を決定いたします。

詳しくは、神奈川県社会福祉協議会のホームページをご確認ください。

<https://www.knsyk.jp/service/jinzai/kashituke/kaigo-syahuku>

【専門実践教育訓練給付金】

専門実践教育訓練給付金とは異なる支援制度です。

専門実践教育訓練給付金についてはP40をご確認ください。

精神保健福祉科（短期養成通信課程） 学習内容

通信課程による学習は、自宅学習（レポート提出）、スクーリング（面接授業）、精神保健福祉援助実習で構成されます。

【自宅学習（レポート提出）】

- ・テキストを通して履修科目を学習し、各科目で出題される課題レポートを提出します。
- ・提出時期および科目名等については、次ページをご覧ください。
- ・提出されたレポートは、各担当教員の添削指導を受けた後に返却いたします。

【スクーリング（面接授業）】

- ・全科目・全時間に出席し、確認テストに合格（60%以上）することが必要です。

●**日程**：2025年5月～9月の土・日曜を含む全7日間を予定

●**会場**：湘南とつかYMCA（6日間）、YMCA健康福祉専門学校（1日）

※会場は最終ページをご覧ください。

【精神保健福祉援助実習】

- ・P.32以降の参考資料2に記載されている指定施設で相談援助業務の実務経験が1年に満たない方は、医療機関と障害福祉事業所等、機能の異なる2施設での精神保健福祉援助実習が必要です。

●**実習期間**：2025年6月～11月

●**実習時間**：①精神科病院等医療機関の実習90時間と福祉事業所の実習120時間の計210時間。

・ 210時間 = 90時間（約12日）の医療機関 + 120時間（約15日間）の福祉事業所の実習

②社会福祉士の「社会福祉援助技術現場実習」または「相談援助実習」を履修している方は、福祉事業所での実習60時間が免除となり、計150時間の実習時間となります。

・ 150時間 = 90時間（約12日）の医療機関 + 60時間（約8日間）の福祉事業所の実習

※②に該当する方は、社会福祉士実習の履修を確認するため、卒業した大学または養成校から発行された履修証明書または成績証明書を提出していただきます。（P.29、⑨を参照）

●**実習事前指導**：2025年5月 会場はYMCA健康福祉専門学校を予定

●**実習事後指導**：2025年12月 会場はYMCA健康福祉専門学校を予定

●**実習についてその他の留意点**

・実習先や日程等は、入学後に実習希望調査票を提出していただき個別に調整しますが、受入れ施設や受入れ時期が、ご希望に添えない場合もあります。

・実習はおよそ1カ月にわたり、基本的に平日実施です。土・日・祝日のみの実習はできません。

出願にあたっては、職場や家庭とよくご相談してください。

【履修科目と面接授業時間数・レポート提出スケジュール】

※レポート提出スケジュールは変更する場合がありますのでご承知おきください。

履修科目	面接授業時間数	レポート提出数	レポート提出スケジュール(予定)							
			5月	6月	7月	8月	9月	10月 ～ 11月	12月	
精神医学と精神医療	6h	2	●		●				未提出・不合格レポート再提出期間	修了
現代の精神保健の課題と支援	6h	2		●		●				
精神保健福祉の原理	6h	2	●				●			
ソーシャルワークの理論と方法	6h	2		●	●					
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	6h	2				●	●			
精神障害リハビリテーション論	3h	1				●				
精神保健福祉制度論	3h	1			●					
ソーシャルワーク演習(専門)	9h	3		●		●	●			
ソーシャルワーク実習指導	9h	—								

※精神保健福祉実習指導は実習必修者のみ履修

※使用テキスト:「新・精神保健福祉士養成講座(全9巻セット)」中央法規出版 別途費用約27,000円

【年間授業計画】

2025年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
自宅学習 (レポート)		レポート提出①	レポート提出②	レポート提出③	レポート提出④	レポート提出⑤	未提出・不合格 レポート再提出			修了			
面接授業 (スクーリング)		面接授業(スクーリング) 5月～9月の日曜(土曜もあり)を中心に 全7日間を予定					国家試験受験 対策講座 別途有料にて実施					国家試験受験	国家試験合格発表
相談援助 実習 (該当者)		実習事前指導	← 実習期間6月～11月:210時間 *社会福祉士実習履修者は150時間 →						実習事後指導		認定		

よくあるご質問

Q 私の職歴は実務経験に該当しますか？

A 実務経験として認められるのは、厚生労働省の定める指定施設における相談援助業務です。P.32以降の参考資料2「実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲」を参照し、ご自身の実務経験がこれに該当するか確認してください。

Q 実習が必要なのですが、実習施設や日程はどのように決まるのでしょうか？

A 実習は、本校の実習施設として届出をした施設で行う必要があります。実習施設及び実習時期は事前に実習希望調査票でご希望を伺い、それにより調整していきます。ただし、施設側の事情によりご希望に添えない場合があることをご承知おきください。

Q スクーリングを欠席した場合あるいはレポートが未提出や不合格の場合はどうなりますか？

A スクーリング（面接授業・実習指導）を欠席した場合は留年となり、再履修は次年度の開講日となります（有料）。また未提出・不合格レポートの場合は、その数が規定数以内であれば年内再提出期間（11月）に再提出することができますが、規定数を超えると留年となり次年度に再履修（有料）していただきます。

Q 学費に関する補助制度はありますか？

A 本校精神保健福祉科は、専門実践教育訓練給付金制度の指定講座となっています。詳しくはP.40をご覧ください。

精神保健福祉科教員一覧

(2024年9月現在)

科目	担当教員(敬称略)
精神医学と精神医療	一木崇弘(国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所)
現代の精神保健の課題と支援	久米知代(聖徳大学講師)
精神保健福祉の原理	福山和女(ルーテル学院大学名誉教授) 栗田陽子(YMCA健康福祉専門学校)
ソーシャルワークの理論と方法	栗田陽子(YMCA健康福祉専門学校)
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	福島喜代子(ルーテル学院大学教授)
精神障害リハビリテーション論	坂入竜治(昭和女子大学講師)
精神保健福祉制度論	坂入竜治(昭和女子大学講師)
ソーシャルワーク演習(専門)	長見英知(湘南精神保健福祉士事務所所長) 久米知代(聖徳大学講師) 國重智弘(帝京平成大学講師) 栗田陽子(YMCA健康福祉専門学校)
ソーシャルワーク実習指導	長見英知(湘南精神保健福祉士事務所所長) 栗田陽子(YMCA健康福祉専門学校)

精神保健福祉科 受講生インタビュー

精神保健福祉科での学びを聞いてみました！

Q. レポートでの学びについて教えてください。

最初は基礎的な学びを整理する内容が多いですが、後半は専門的な内容になり、自分の考えを書くことが多くなります。レポートがなければ、自ら考えを深めることもないと思うので、レポートを通して考える機会を与えられているように感じます。

精神保健福祉士の仕事の中では、根拠に基づいて利用者や患者に伝えることもあるので、その考え方を組み立てる機会となっていて、その大事さを感じています。また、伝える時の表現力も磨く機会となっているように思います。

レポートのフィードバックで、自分が書いた内容に対し、「良い気付きですね」と先生が共感してもらえると、言いたいことが伝えられたという実感、強み、自信につながっています。一方、アドバイスなどは、自分と違う視点を与えられることで学びにつながっています。



Q. スクーリングの魅力は何ですか？

知識だけでなく、様々な先生の考え方を知ることができる機会となっています。人権などの授業では、専門性という、心の部分を鍛えることができるように感じました。利用者さんや患者さんとの人間同士の関わりの重要性を実感しました。

また、授業の中で国家試験対策のポイントも示していただいたので、自分の国家試験に向けた勉強に役立っています。

他の受講生とも話し合いが多く、いろいろな職種の方と話すことで、いろいろな考え方を知ることができました。自分が歩んできたことがない道を歩んできた話を聞くことができるので、自分一人の勉強では体験できない大きな学びを感じています。



精神保健福祉科実習施設一覧

(2024年9月現在)

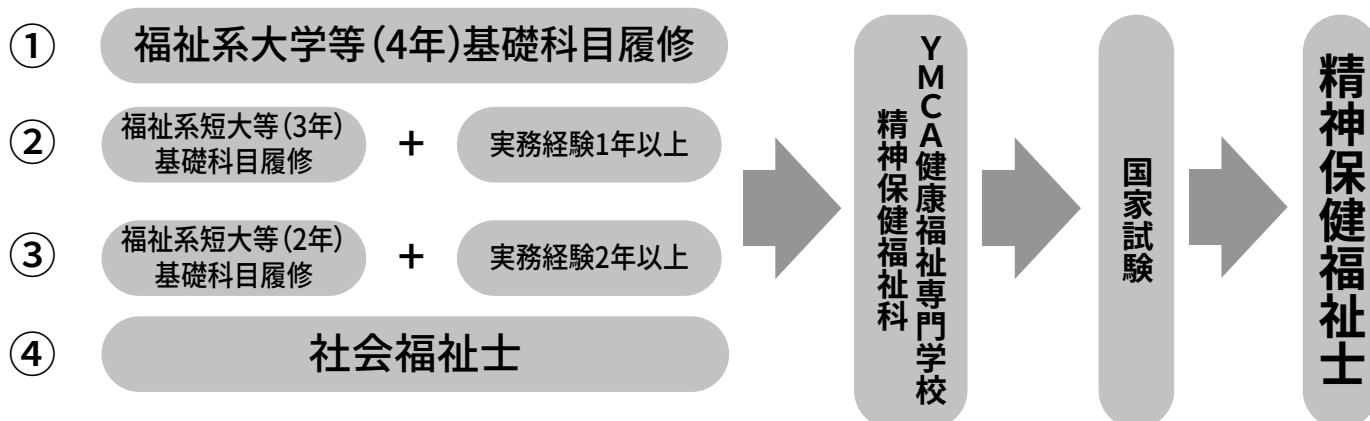
※実習施設の都合により、2025年度実習の受け入れができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

	都道府県	施設種類	施設名	所在地
1	栃木県	地域活動支援センター	ふれ愛みゆき	宇都宮市
2	栃木県	精神科病院	朝日病院	小山市
3	群馬県	地域活動支援センター	伊勢崎地域生活支援センター	伊勢崎市
4	群馬県	障害福祉サービス事業	はばたき	太田市
5	群馬県	精神科病院	三枚橋病院	太田市
6	群馬県	精神科病院	群馬病院	高崎市
7	茨城県	障害福祉サービス事業	ハートケアセンターひたちなか	ひたちなか市
8	茨城県	障害福祉サービス事業	生活支援センター「風(Foo)」	水戸市
9	茨城県	精神科病院	日立梅ヶ丘病院	日立市
10	茨城県	精神科病院	栗田病院	那珂市
11	埼玉県	障害者就業・生活支援センター	障害者就業・生活支援センターCSA	上尾市
12	埼玉県	精神科病院	聖みどり病院	さいたま市
13	静岡県	精神科病院	三島森田病院	三島市
14	静岡県	就労継続支援B型	きさらぎ	沼津市
15	静岡県	精神科病院	静岡県立こころの医療センター	静岡市
16	静岡県	地域活動支援センター	静岡市支援センターなごやか	静岡市
17	千葉県	精神科病院	手賀沼病院	柏市
18	千葉県	精神科病院	総武病院	船橋市
19	千葉県	障害福祉サービス事業	こころの風元気村	千葉市
20	東京都	精神科診療所	慈友クリニック	新宿区
21	東京都	就労移行支援	ピラス	国立市
22	東京都	障害福祉サービス事業	原町田スクエア	町田市
23	東京都	地域活動支援センター	こうじや生活支援センター	大田区
24	東京都	就労継続支援B型	こらーるカフェ	墨田区
25	東京都	精神科病院	あきる台病院	あきる野市
26	東京都	精神科病院	駒木野病院	八王子市
27	東京都	精神科診療所	ハナクリニック	江東区
28	東京都	精神科病院	南晴病院	大田区
29	東京都	就労移行支援	ジネス	八王子市
30	東京都	地域活動支援センター	かまた生活支援センター	大田区
31	東京都	就労継続支援B型	巣立ち工房	三鷹市
32	神奈川県	精神科病院	愛光病院	厚木市
33	神奈川県	精神科病院	ハートフル川崎病院	川崎市高津区
34	神奈川県	精神科病院	福井記念病院	三浦市
35	神奈川県	精神科病院	藤沢病院	藤沢市
36	神奈川県	精神科病院	ワシン坂病院	横浜市中区
37	神奈川県	就労継続支援B型	鶴巻工芸	秦野市
38	神奈川県	相談支援・地域活動支援センター	とらいむ	鎌倉市
39	神奈川県	精神科診療所	相州メンタルクリニック	厚木市
40	神奈川県	精神科病院	武田病院	川崎市多摩区
41	神奈川県	地域活動支援センター	横浜市栄区生活支援センター	横浜市栄区
42	神奈川県	就労継続支援施設	かつら工房 サンライズ	横浜市栄区
43	神奈川県	精神科病院	生田病院	川崎市多摩区
44	神奈川県	生活介護就労継続支援施設	大根工芸	秦野市

番号	都道府県	施設種類	施設名	所在地
45	神奈川県	地域活動支援センター	地域生活支援センターりっぷる	川崎市幸区
46	神奈川県	精神科病院	鶴見西井病院	横浜市鶴見区
47	神奈川県	精神科病院	平塚病院	平塚市
48	神奈川県	精神科病院	江田記念病院	横浜市青葉区
49	神奈川県	地域活動支援センター	地域生活支援センターゆりあす	川崎市麻生区
50	神奈川県	相談支援事業	横浜市青葉区生活支援センター	横浜市青葉区
51	神奈川県	精神科診療所	開花館クリニック	横浜市戸塚区
52	神奈川県	就労継続支援B型	ギッフエリ	横浜市中区
53	神奈川県	相談支援事業	横浜市金沢区生活支援センター	横浜市金沢区
54	神奈川県	精神科病院	富士見台病院	平塚市
55	神奈川県	精神科病院	横浜ほうゆう病院	横浜市旭区
56	神奈川県	精神科診療所	うしおだ診療所	横浜市鶴見区
57	神奈川県	就労継続支援施設	HOPE きづき	座間市
58	神奈川県	就労継続支援B型	ぱれっとワークスれんげ	横浜市鶴見区
59	神奈川県	相談支援事業	横浜市鶴見区生活支援センター	横浜市鶴見区
60	神奈川県	精神科病院	神奈川病院	横浜市旭区
61	神奈川県	相談支援事業	横浜市南区生活支援センター	横浜市南区
62	神奈川県	精神科病院	日向台病院	横浜市旭区
63	神奈川県	精神科病院	横浜丘の上病院	横浜市戸塚区
64	神奈川県	地域生活支援センター	横浜市緑区生活支援センター	横浜市緑区
65	神奈川県	就労継続支援B型	ワークピアさつき	南足柄市
66	神奈川県	精神科病院	あさひの丘病院	横浜市旭区
67	神奈川県	就労移行支援	鶴見ワークトレーニングハウス	横浜市鶴見区
68	神奈川県	相談支援事業	地域生活相談センターひまわり	川崎市麻生区
69	神奈川県	精神科診療所	さいとうクリニック	横浜市神奈川区
70	神奈川県	就労移行支援	就労移行支援事業所りんく	秦野市
71	静岡県	精神科病院	服部病院	磐田市
72	神奈川県	相談支援事業	戸塚区生活支援センター	横浜市戸塚区
73	神奈川県	精神科病院	秦野病院	秦野市
74	静岡県	就労移行・就労継続支援B型	たんぱぼ共同作業所	磐田市
75	静岡県	精神科病院	日本平病院	静岡市
76	神奈川県	就労継続支援B型	シャロームの家	横浜市磯子区
77	東京都	精神科診療所	町田まごころクリニック	町田市
78	神奈川県	精神科診療所	金沢文庫エールクリニック	横浜市金沢区
79	静岡県	就労継続支援B型	ふくろう	三島市
80	東京都	就労継続支援A・B型	西府いこいプラザ	府中市
81	東京都	精神科診療所	府中こころ診療所	府中市
82	神奈川県	精神科診療所	しんよこメンタルクリニック	横浜市港北区
83	神奈川県	相談支援事業	横浜市港北区生活支援センター	港北区
84	神奈川県	就労継続支援B型	かわせみの家	相模原市
85	神奈川県	精神科病院	相模湖病院	相模原市
86	神奈川県	就労移行支援	就労サポートセンターねくすと	鎌倉市
87	神奈川県	相談支援事業	旭区生活支援センターほっとぽっと	横浜市旭区

精神保健福祉科（短期養成通信課程）募集要項

入学資格：次のいずれかに該当する方。※大学、短期大学、専門学校は日本で認可されたものに限りです。



① 福祉系4年制大学等において基礎科目^{※1}を修めて卒業した方（卒業見込みを含む）

② 福祉系3年制短期大学（専門学校）において基礎科目^{※1}を修めて卒業＋実務経験^{※2} 1年以上の方

③ 福祉系2年制短期大学（専門学校）において基礎科目^{※1}を修めて卒業＋実務経験^{※2} 2年以上の方

④ 社会福祉士の国家資格を有する方

※1 基礎科目はP.30～P.31の参考資料1「基礎科目について」をご覧ください。

※2 実務経験として認められる施設種類、職種については、P.32～P.34の参考資料2「実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲」をご覧ください。

●入学資格と実習について

・上記①と④に該当する方は、精神保健福祉援助実習の履修が必要です。ただし入学前（2024年3月31日現在）に指定施設で1年以上の実務経験のある方は「実務経験証明書 書式3-③」の提出により、実習が免除となります。

・上記②と③に該当する方は、「実務経験証明書 書式3-③」の提出により、実習が免除となります。

●募集地域：東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県・静岡県に限る（関東+静岡）

●定員：80名

●修業年限：9カ月（2025年4月1日～2025年12月31日）

●学費：下記表をご覧ください。

	実習免除の方	実習150時間の方	実習210時間の方
入学金	20,000円	20,000円	20,000円
授業料	200,000円	200,000円	200,000円
実習費	0円	160,000円	210,000円
学費合計	220,000円	380,000円	430,000円

専門実践教育訓練給付制度に関しては、P.40をご覧ください。

※実習時間についてはP.21をご参照ください。

※原則入学時一括納入、振込手数料は自己負担となります。事情がある場合はご相談ください。

●教材：テキストは中央法規出版「新・精神保健福祉士養成講座（全9巻）」別途27,000円程度。

●**選考日程**: 2024年10月7日より願書受付を開始し、以下の日程で選考いたします。

回数	出願受付期間(必着)	合否通知発送日	学費納入締切日
第1回	2024年10月 7日(月)～11月 1日(金)	2024年11月 6日(水)	2024年11月20日(水)
第2回	2024年11月 5日(火)～11月29日(金)	2024年12月 4日(水)	2024年12月18日(水)
第3回	2024年12月 2日(月)～12月13日(金)	2024年12月18日(水)	2025年 1月 8日(水)
第4回	2024年12月16日(月)～ 1月10日(金)	2025年 1月15日(水)	2025年 1月29日(水)
第5回	2025年 1月14日(火)～ 2月 7日(金)	2025年 2月12日(水)	2025年 2月26日(水)
第6回	2025年 2月10日(月)～ 2月28日(金)	2025年 3月 5日(水)	2025年 3月19日(水)
第7回	2025年 3月 3日(月)～ 3月14日(金)	2025年 3月19日(木)	2025年 3月26日(水)
第8回	2025年 3月17日(月)～ 3月27日(木)	2025年 3月28日(金)	2025年 4月 4日(金)

- ・ **出願方法**：下記の出願手続きにしたがい、出願書類を出願受付期間中に簡易書留で郵送してください。
- ・ **入学選考料**：5,000円（支払い方法については出願手続きをご覧ください）
- ・ **選考方法**：提出された書類および小論文を審査のうえ合否を決定いたします。
※選考に関するお問い合わせには一切お答えできません。
- ・ **入学手続き**：学費納入指定日までに学費を納入の上、指定期間内に入学手続き書類を提出してください。
※一旦納入された選考料及び学費は原則として返金いたしません。

※第37回社会福祉士国家試験（2025年2月2日）を受験される方で、引き続き精神保健福祉科への出願を希望される方は、3月の合格発表後の出願期間に社会福祉士登録証に替えて、社会福祉士国家試験合格証のコピーを同封して出願してください。社会福祉士登録証が届き次第(4月以降)コピーを提出していただきます。

出願手続き

出願書類：必要な出願書類は入学資格によって異なりますので、以下の該当する書類を確認してください。

出願書類は以下のいずれかの方法でご準備ください。

- ①資料請求時に同封された書類を利用
- ②本校、社会福祉科のホームページからダウンロード

ホームページは「YMCA健康福祉専門学校 精神保健福祉科」で検索してください。

●すべての方が提出するもの

- ①**入学願書**（精神保健福祉科所定用紙）・・・ **書式1**
- ②**課題小論文**（精神保健福祉科所定用紙） 筆記700字～800字・・・ **書式2**
- ③**合否通知用封筒** 住所・宛名を記入し、410円（速達料金含）の切手を貼付してください。
所定封筒以外の場合は、長3封筒を使い **合否通知在中** とご記入ください。
- ④**入学選考料（5,000円）** 以下に振り込み、明細票のコピーを入学願書の裏面に貼付してください。

三井住友銀行 横浜支店 普通預金 7090251
<口座名義人> 学校法人横浜YMCA（ガッコウホウジンヨコハマワイエムシーエー）

※振込時は、ご自身の氏名の前に「セイシン」を付けてください。振込手数料は本人負担となります。

●入学資格に応じて提出するもの

- ⑤**大学・短期大学等卒業（見込）証明書**：提出日より6カ月以内に発行されたもの。
 - ・ 2025年3月に大学等を卒業見込の方は、卒業見込証明書を提出してください。（証明書氏名が旧姓の場合は願書の旧姓欄に記入）4月の入学時まで改めて、卒業証明書を提出していただきます。

⑥実務経験証明書：実習免除の方のみ提出（精神保健福祉科所定用紙）・・・書式3-③

- ・福祉施設・機関または、医療機関で実務経験を有する方は実務経験証明書を提出していただきます。
- ・施設種類、職種欄には、P.32～P.34の参考資料2「実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲」に記載されている施設種類、職種名を正確に記載してください。
- ・実務経験を満たすため複数の施設・機関から証明を受ける場合は、用紙をコピーして各施設・機関から証明を受けてください。証明書の提出により、「精神保健福祉援助実習」が免除されます。

⑦基礎科目履修証明書

- ・基礎科目については、参考資料1（P.30～P.31）をご覧ください。
- ・2009年3月以前に大学等に入学した方（2009年3月以前に大学等に編入した方も含む）は、精神保健福祉科所定用紙「書式4-①」を使用し、大学等から証明を受けて提出してください。
- ・2009年4月～2012年3月までに大学等に入学した方は、精神保健福祉科所定用紙「書式4-②」を使用し、大学等から証明を受けて提出してください。
- ・2012年4月～2021年3月に大学等に入学された方は、精神保健福祉科所定用紙「書式4-③」を使用し、大学等から証明を受けて提出してください。
- ・2021年4月以降に大学等に入学された方は、精神保健福祉科所定用紙「書式4-④」を使用し、大学等から証明を受けて提出してください。

⑧社会福祉士登録証のコピー

- ・社会福祉士を取得している方は、社会福祉士登録証のコピーをA4版で提出してください。
- ・第37回社会福祉士国家試験に合格し、引き続き精神保健福祉科に出願される方は、国家試験合格証のコピーを提出してください。入学後に「社会福祉士登録証」のコピーを提出していただきます。

⑨「社会福祉援助技術現場実習」あるいは「相談援助実習」の履修証明書または成績証明書

- ・精神保健福祉援助実習が必要な方で、大学・福祉系養成校等で社会福祉士の「社会福祉援助技術現場実習」あるいは「相談援助実習」を履修された方は、そのことが記載されている履修証明書または成績証明書を大学・福祉系養成校等に請求し、他の出願書類とともに提出してください。
- ・この証明書の提出により、精神保健福祉援助実習（210時間）のうち福祉施設実習が60時間免除され、実習時間は150時間となります。（P.21参照）

【出願書類】 入学資格に応じて、必要な書類（●印のもの）を提出してください。

提出書類	福祉系4年制大学卒		福祉系短期大学等卒		社会福祉士	
	実務経験なし	実務経験1年以上	実務経験1年以上または2年以上		実務経験なし	実務経験1年以上
①入学願書	●	●	●		●	●
②課題小論文	●	●	●		●	●
③合否通知用封筒	●	●	●		●	●
④入学選考料振込控	●	●	●		●	●
⑤卒業（見込）証明書	●	●	●		—	—
⑥実務経験証明書	—	●	●		—	●
⑦基礎科目履修証明書	●	●	●		—	—
⑧社会福祉士登録証のコピー	—	—	—		●	●
⑨履修証明書または成績証明書	▲	—	—		▲	—

※⑨は精神保健福祉援助実習が必要な方で、大学、福祉系養成校等で社会福祉実習を履修した方が提出していただきます。

精神保健福祉援助実習において福祉施設での実習60時間が免除されます。

※書類記入上の注意：すべての提出書類は、黒色のボールペン等で、自筆で正確に記入してください。

修正する場合は、その箇所に二重線を引き、訂正印を押してください。

- **出願方法**：角2封筒を使用し、必要な書類をすべて封入し、「簡易書留」で郵送してください。
原則として、郵送以外の出願は受付できません。
所定封筒以外もご利用も可能です。その場合、以下の内容を明記してお送りください。

243-0018 神奈川県厚木市中町4-16-19

YMCA健康福祉専門学校 精神保健福祉科

精神保健福祉科 出願書類在中

- ※選考対象とされた提出書類はお返しいたしません。
- ※選考料及び学費の振込手数料は自己負担となりますのでご了承ください。
- ※必要書類以外のものは入れないでください。

参考資料1 基礎科目について

社会福祉士の資格をお持ちでない方（P.27の入学資格①,②,③に該当する方）が本校精神保健福祉科に出願する場合、精神保健福祉に関する基礎的な科目を既に履修済みであることが必要です。これを「基礎科目」といいます。基礎科目は大学や短大に入学した年によって科目名が異なりますので、基礎科目を履修したかどうかをご卒業された学校にお問い合わせください。

なお、基礎科目を履修されている方が本校精神保健福祉科に入学申込する場合、基礎科目の履修証明書（本校所定用紙）の提出が必要となります。

- (1) 2009年3月以前に大学等に入学（編入学も含む）された方は、下記の1～5までの合計最低5科目すべてを、大学・短期大学等で単位取得していることが必要です。**書式4-①**に大学等から証明を受け、提出してください。

1	社会福祉原論
2	社会保障論、公的扶助論、地域福祉論のうち1科目
3	精神保健福祉援助技術総論（または社会福祉援助技術総論）
4	医学一般
5	心理学、社会学、法学のうち1科目

※上記「基礎科目」は、別の科目名で読替えが可能な場合があります。内容は、下記の「読替え科目一覧」を参照してください。また類似の名称の場合はそれが基礎科目に該当するかを各自でその科目を履修した大学等で必ず確認してください。

●読替え科目一覧

本科科目	左記科目の読替えが可能な科目名
社会福祉原論	社会福祉原論、社会福祉概論、社会事業概論、社会福祉概説、社会福祉学概論、社会福祉学、社会福祉、社会福祉総論
社会保障論	社会保障概論、社会保障
公的扶助論	公的扶助、生活保護論、生活保護制度論、生活保護
地域福祉論	地域福祉
精神保健福祉援助技術総論	社会福祉援助技術総論、社会福祉方法原論、社会福祉方法原理、社会福祉方法論、社会事業方法論、社会福祉方法総論、ソーシャルワーカー原論、ソーシャルワーカー論、ソーシャルワーカー
医学一般	医学概論、医学知識
心理学	心理学概論、臨床心理学と発達心理学をともに履修していること
社会学	社会学概論、家族社会学と地域社会学をともに履修していること
法学	法学概論、法律学、憲法・民法及び行政法を履修していること

※平成10年3月障第208号厚生省障害保健福祉部長通知による。

(2) 2009年4月～2012年3月に大学等に入学（編入含む）の方は下記基礎科目が適用されます。

書式4-② に大学等から証明を受け提出してください。

1	人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目
2	社会保障
3	低所得者に対する支援と生活保護制度
4	福祉行財政と福祉計画
5	保健医療サービス
6	権利擁護と成年後見制度
7	精神保健福祉援助技術総論

※平成20年厚生労働省告示第308号による。

(3) 2012年4月～2021年3月に大学等に入学（編入含む）の方は次の11科目が適用されます。

書式4-③ に大学等から証明を受け提出してください。

1	人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目
2	現代社会と福祉
3	地域福祉の理論と方法
4	社会保障
5	低所得者に対する支援と生活保護制度
6	福祉行財政と福祉計画
7	保健医療サービス
8	権利擁護と成年後見制度
9	障害者に対する支援と障害者自立支援制度
10	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)
11	精神保健福祉援助演習(基礎)

※平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号による。

(4) 2021年4月以降入学の方は次の12科目が適用されます。書式4-④ に大学等から証明を受け提出してください。

1	医学概論
2	心理学と心理的支援
3	社会学と社会システム
4	社会福祉の原理と政策
5	地域福祉と包括的支援体制
6	社会保障
7	障害者福祉
8	権利擁護を支える法制度
9	刑事司法と福祉
10	社会福祉調査の基礎
11	ソーシャルワークの基盤と専門職
12	ソーシャルワーク演習

※平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号による。

●読替え科目について：

基礎科目は同一名称の科目を履修したことが原則となりますが、学校によっては同じ授業内容を異なる名称で開講している場合があります。これを「読替え科目」といいます。ご自身が精神保健福祉士短期養成課程申込に必要な基礎科目（読替え科目）を履修済みかどうかについては、卒業された大学等でご確認ください。

参考資料 2 実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲

■ 本表における相談援助業務についての留意点・注意点

精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行なっている方で、以下の項目を満たしている必要があります。

- 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行なうことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の(1)から(5)に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。
 - 精神障害者の相談
精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供
 - 精神障害者に対する助言、指導
精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導
 - 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練
社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練
 - 精神障害者に対するその他の援助
精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めると、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援
 - 援助を行なうための関係者との連絡、調整等
 - ・ケースカンファレンス等の会議への出席
 - ・ケース記録等の関係書類の整理
 - ・職員間の申し送り、連絡、調整
 - ・関係機関との連絡、調整
- 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。
- 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次の対象となる施設・(事業等)種類・職種为例として当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)で従事した期間を通算して計算するものとする。

対象となる施設(事業等)・職種

下表の職種は、いずれも、精神障害者に対してサービスを提供するものに限ります。

	番号	施設種類	職種	
精神保健福祉法	1	精神科病院	精神科ソーシャルワーカー／医療ソーシャルワーカー	
	2	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員／社会福祉士／精神科ソーシャルワーカー／心理判定員	
医療法	3	病院	精神科ソーシャルワーカー／医療ソーシャルワーカー	
	4	診療所		
地方自治体	5	市区町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員／社会福祉士／精神科ソーシャルワーカー／心理判定員	
地域保健法	6	保健所	精神保健福祉相談員／社会福祉士／精神科ソーシャルワーカー／心理判定員	
	7	市町村保健センター		
児童福祉法	8	障害児通所支援事業を行う施設(医療型児童発達支援を除く)(児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援	相談援助業務に従事する職員
			放課後等デイサービス	
			居宅訪問型児童発達支援	
			保育所等訪問支援	
	9	乳児院	個別対応相談員／里親支援相談員／児童指導員／保育士／家庭支援専門相談員	
	10	児童養護施設	個別対応職員／心理療法担当職員／自立支援担当職員／里親支援専門相談員／児童指導員／保育士／家庭支援専門相談員／職業指導員	
	11	福祉型障害児入所施設(知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	児童指導員／保育士／職業指導員／児童発達支援管理責任者／心理指導担当職員	
	12	児童心理治療施設(旧：情緒障害児短期治療施設)	児童指導員／保育士／家庭支援専門相談員／心理療法担当職員／個別対応職員	
	13	児童相談所	児童福祉司／受付相談員／相談員／電話相談員／児童心理司／児童指導員／保育士	
14	母子生活支援施設	母子支援員／少年を指導する職員／心理療法担当職員／自立支援担当職員／個別対応職員		
15	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員／相談支援員		

	番号	施設種類	職種	
児童福祉法	16	児童自立支援施設	児童自立支援専門員／児童生活支援員／職業指導員／個別対応職員／家庭支援専門相談員／心理療法担当職員／自立支援担当職員	
	17	児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員	
	18	児童自立生活援助事業をおこなう施設	相談援助業務を行う指導員／自立支援担当職員／個別対応職員	
	19	里親支援センター	里親制度等普及促進担当者／里親等支援員／里親研修等担当者／養親等相談支援員／自立支援担当職員／家庭支援専門相談員	
	20	社会的養護自立支援拠点事業を行う施設	支援コーディネーター／生活相談支援員／就労相談支援員／	
	21	妊産婦等生活援助事業を行う施設	支援コーディネーター／母子支援員	
生活保護法	22	救護施設	生活指導員	
	23	更生施設		
	24	被保護者就労支援事業を行う事業所	就労支援員	
	25	被保護者就労準備支援事業を行う事業所 被保護者家計改善支援事業を行う事業所	就労支援員／被保護者就労準備支援担当者／相談支援に従事する者	
	26	就労支援事業を行う事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員	
	27	日常生活支援住居施設	生活支援員／生活支援提供責任者	
生活困窮者自立支援法	28	生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関	主任相談支援員／相談支援員／就労支援員／家計改善支援員／就労準備支援担当者	
	29	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所		
	30	生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所		
社会福祉法	31	福祉事務所	査察指導員／身体障害者福祉司／知的障害者福祉司／老人福祉指導主事／現業員／家庭児童福祉主事／家庭相談員／面接員に相当する職員／女性相談員／母子・父子自立支援員／母子・父子自立支援プログラム策定員／就業支援専門員／「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員／生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	
	32	都道府県社会福祉協議会日常生活自立支援事業	専門員	
	33	市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員／相談援助業務(主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る)に従事する職員	
知的障害者福祉法	34	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司／心理判定員／職能判定員／ケース・ワーカー	
法務省設置法	35	保護観察所	社会復帰調整官／保護観察官	
障害者の雇用の促進等に関する法律	36	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	
	37	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー／職場適応援助者	
	38	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者／就業支援担当者／生活支援担当職員／主任職場定着支援担当者	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	39	女性相談支援センター	相談指導員／心理支援員／女性相談支援員	
	40	女性自立支援施設	入所者の自立支援を行う職員	
刑事収容施設法	41	刑事施設	刑務官／法務教官／法務技官(心理)／福祉専門官	
少年院法	42	少年院	法務教官／法務技官(心理)／福祉専門官	
少年鑑別所法	43	少年鑑別所	法務教官／法務技官(心理)	
更生保護事業法	44	更生保護施設	補導に当たる職員／福祉職員／薬物専門職員／訪問支援職員	
発達障害者支援法	45	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員／就労支援を担当する職員	
障害者総合支援法	46	障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	生活支援員／サービス管理責任者
			自立訓練を行う施設	
			就労移行支援を行う施設	生活支援員／就労支援員／サービス管理責任者／職業指導員
			就労継続支援を行う施設	生活支援員／サービス管理責任者／職業指導員
			就労定着支援を行う施設	就労定着支援員／サービス管理責任者／相談援助業務に従事する職員
			自立生活援助を行う施設	地域生活支援員／サービス管理責任者／相談援助業務に従事する職員
			短期入所を行う施設	相談援助業務に従事する職員
			重度障害者等包括支援を行う施設	
共同生活援助を行う施設 (共同生活介護であった期間を含む)				

	番号	施設種類	職種	
障害者総合支援法	47	地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設	相談支援業務に従事する職員
			障害者相談支援事業を行っている施設	
			障害児等療育支援事業を行っている施設	
障害者総合支援法	48	一般相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む)	相談支援専門員	
	49	特定相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む)	相談支援専門員／相談支援員	
	50	障害者支援施設	生活支援員／就労支援員／サービス管理責任者	
	51	地域活動支援センター	指導員	
	52	福祉ホーム	管理人	
	53	基幹相談支援センター	相談援助業務に従事する職員	
介護保険法	54	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員（保健師、主任介護支援専門員等）（注意 1）	
職業安定法	55	公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター／発達障害者雇用トータルサポーター	
その他	56	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設	地域体制整備コーディネーター／地域移行推進員	
	57	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行う施設	相談援助業務に従事する職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	
	58	第 1 号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第 1 号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	
	59	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	
	60	スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設	スクールソーシャルワーカー	
	61	母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行う施設	相談員	
	62	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	
	63	地域生活定着支援センター	相談援助業務に従事する職員	
	64	ホームレス自立支援事業を行う施設	生活相談指導員	
	65	地域若者サポートステーション	相談援助業務に従事する職員	
	66	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	
67	その他厚生労働大臣が個別に認めた施設	個別認定にあたっては、別途基準、申請様式があります。		

（注意 1）「包括的支援事業」のうち、一部の事業（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号から第 5 号までに掲げる事業）は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することはできません。

以下の事業・職種はすでに廃止されていますが、過去にこれらの事業に従事していた期間は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

	番号	施設種類	職種	
すでに廃止されているが、実務経験の対象となる事業・施設・職種	68	児童デイサービス	相談援助業務に従事する職員	
	69	精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	世話人	
	70	精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員／管理人	
	71	知的障害者援護施設	知的障害者入所更生施設	生活支援員
			知的障害者通所更生施設	
			知的障害者入所授産施設	
			知的障害者通所授産施設	
知的障害者小規模通所授産施設				
		知的障害者通勤寮		

記入例

●この入学願書の裏面の所定欄に入学選考料(5,000円)の振込明細票(コピー、または原本)を貼付してください。

書式 1

YMCA 健康福祉専門学校 (以下一方をチェック、受付番号欄は未記入、実習欄は該当番号を○で囲む。)

社会福祉科 一般養成通信課程 (1年6ヶ月)

※受付番号

※実習

1. 免除 (該当する実務経験あり)

2. ●実習要件を確認し、該当する番号に○をつけてください。

3.

精神保健福祉科 短期養成通信課程 (9ヶ月)

※受付番号

※実習

1. 免除 (該当する実務経験あり)

2. ●実習要件を確認し、該当する番号に○をつけてください。

3.

入学願書

2025年度(令和7年度)

提出日(西暦) 2024年11月10日

フリガナ	アツギ ハナコ		性別	
氏名	厚木 花子 (旧姓 川崎)		男・女	男・ 女
生年月日	西暦 1985	S H	日生	36 歳
現住所	〒 214 - 0014 神奈川県厚木市中町 ○-○-○ ○○マンション 105号			
連絡先	自宅電話	046-123-4567	携帯	090-1111-2222
	F A X	046-123-4567	Eメール	Atsugi@yokohamaymca.org
	緊急連絡先	(氏名)厚木 太郎 (続柄) 夫 (携帯等)190-1111-3333		
最終学歴	学校名	学部・学科	卒業年月	
	横浜大学	文学部 日本文学科	2008年3月	
※YMCAの専門学校を卒業あるいは修了した人は下記に記入してください。				
学校名 _____ 学科 _____ 卒業・修了年月 _____				
現在の勤務先	名称	○○○地域包括センター		
	勤務先種別	地域包括支援センター	職種	保健師 常勤
	所在地	〒244-0816 神奈川県厚木市○○○ 《電話番号》045-○○○○-○○○○		
保有資格	保健師 介護支援専門員 ●福祉関係の資格をお持ちの方は記入してください。			
入学資格	社会福祉科 (一般養成課程)		精神保健福祉科 (短期養成課程)	
	1. 4年以上の社会福祉関係の実務経験あり		1. 福祉系 2. 福祉系 3. 福祉系 4. 社会福祉系	
※該当番号を○で囲む	1. 4 2. 3 3. 2 4. 相談援助実務経験4年以上		●ご自身の入学資格に○をつけてください。	
実務経験	経験年数	実務経験施設等種別		
	3年6カ月 従業 見込	地域包括支援センター る業務を行う職員		
※実習免除の方のみ記入	●実務経験証明書に証明を受けた施設、職種、及び経験年数を記入してください。 ●願書提出時に実務経験を満たしている方は、証明を受けた時点での経験年数を記入し従業に○をつけてください。 ●2022年3月末で、実務経験を満たす方は見込に○をつけてください。			

実務経験証明書 <個票>

学校法人 横浜 YMCA

YMCA 健康福祉専門学校 校長 殿

フリガナ	アツギ ハナコ	生年月日	
氏名	厚木 花子	(西暦) 1985年10月18日生	
施設種類	地域包括支援センター	職種	包括的支援事業に係る業務を行う職員

(1) 上記の者は (西暦) 2019年4月1日より当施設・機関において相談援助の業務に従事している (2025年3月31日まで勤務する見込みである) ことを証明します。

(2) 上記の者は (西暦) 年 月 日から 年 月 日まで相談援助を業務に従事していたことを証明します。

2024年10月20日
書類作成日の日付

所在地 244-0816 横浜市戸塚区〇〇町〇〇-〇〇

施設種類 地域包括支援センター
施設・機関名 〇〇〇地域包括支援センター

電話番号 045-〇〇〇-〇〇〇〇

代表者氏名 センター長 横浜 二郎 公印

●現在勤務している方は(1)に、過去に勤務していた方は(2)に記入してください。

●参考資料2「実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲」に記載されている施設種類及び職種名の通りに記入してください

●代表者としては、施設長や法人の代表者(理事長等)のお名前を記載してください。
●施設長が入学申し込みの場合は法人の代表者(理事長等)が証明してください。

- (注) 1. 施設種類・職種については、参考資料「実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲」に記載されている施設種類及び職種名の通りに記入してください。
2. 証明内容を訂正した場合は、証明者の訂正印を押してください。修正液による訂正は認められません。
3. 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
4. 本証明書に虚偽や不正が判明した場合は、入学資格並びに国家試験受験資格および登録が取り消されることがあります。

実務経験証明書 <個票>

学校法人 横浜 YMCA

YMCA 健康福祉専門学校 校長 殿

フリガナ	ヨコハマ ハナコ	生年月日	
氏名	横浜 花子	1996 年 10 月 18 日生	
施設種類	病院	職種	医療ソーシャルワーカー

(1) 上記の者は、(西暦) 2021年 4 月 1日から当病院・施設・機関において勤務し、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を業務として行っている(2024年 3 月 31 日まで勤務する見込である) ことを証明します。

(2) 上記の者は、(西暦) 年 月 日から 年 月 日まで当病院・施設・機関において勤務し、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を業務として行っていたことを証明します。

●現在勤務している方は(1)に、過去に勤務していた方は(2)に記入してください。

2024 年 11 月 20 日
書類作成日の日付

●施設種類、職種は参考資料 2 「実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲」に記載されている施設種類及び職種名の通りに記入してください。

●代表者としては、施設長、院長、法人の代表者(理事長等)のお名前を記載してください。
●施設長が入学申し込みの場合は法人の代表者(理事長等)が証明してください。

所在地 神奈川県厚木市〇〇町〇〇-〇〇

法人名 医療法人 〇〇会

病院・施設・機関名 〇〇病院

電話番号 046-〇〇〇-〇〇〇〇

代表者氏名 院長 厚木 一郎 公印

- (注) 1. 施設種類・職種については、参考資料 2 「実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲」に記載されている施設種類及び職種名の通りに記入してください。
2. 証明内容を訂正した場合は、証明者の訂正印を押してください。修正液による訂正は認められません。
3. 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
4. 本証明書に虚偽や不正が判明した場合は、入学資格並びに国家試験受験資格および登録が取り消されることがあります。

M E M O

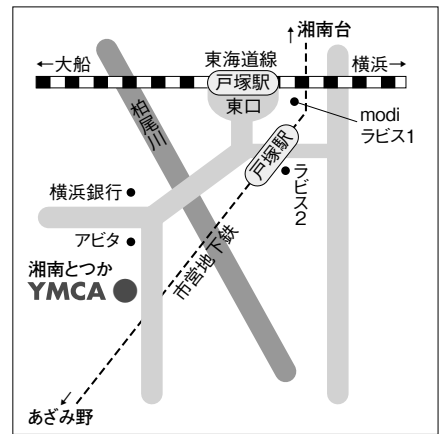
A series of horizontal dotted lines for writing.

交通に便利で、設備が整ったスクーリング会場



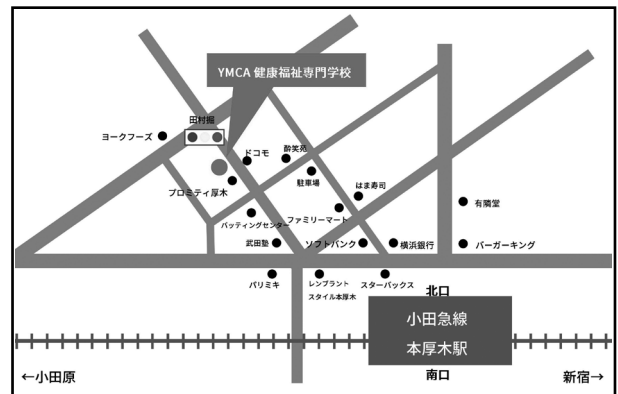
湘南とつかYMCA

〒244-0816
神奈川県横浜市戸塚区上倉田町769-24



YMCA健康福祉専門学校

〒243-0018 神奈川県厚木市中町4-16-19
〈通信課程事務局〉 Tel 046-223-1441



<https://health.yokohamaymca.ac.jp>
E-mail ymkenko@yokohamaymca.org

社会福祉科 精神保健福祉科 専門実践教育訓練給付金制度について

本校社会福祉科、精神保健福祉科は、厚生労働大臣指定の専門実践教育訓練給付金制度の対象講座となっています。制度の概要や事前手続きについては、下記をお読みにになり、ご不明の点があれば、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

1. 制度の概要

教育訓練給付金制度とは、雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった方が、指定対象講座の教育訓練を受けた場合、受講のために支払った費用の一部に相当する金額がハローワークから支給される制度です。

※留年した場合は対象からはずれます。

2. 支給対象者

(1) 初めて支給する場合

受講開始日前までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

(2) 2回目以降として支給する場合

前回の教育訓練開始から今回の専門実践教育訓練の受講開始日前までに、3年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

(注) 支給要件があるかどうか明らかでない方は、最寄りのハローワークで「支給要件照会」を行うことができます。最寄りのハローワークにお問い合わせください。

3. 支給額

(1) 受講生本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の50%に相当する額(上限40万円)となります。

(2) 受講修了日から1年以内に資格等を取得し、かつ被保険者として雇用された方又はすでに雇用されている方に対しては、教育訓練経費の20%に相当する額が追加して支給されます。この場合、すでに給付された(1)の訓練経費の50%と追加給付20%を合わせた70%に相当する額(上限56万円)が支給されることとなります。

4. 受講開始前申請手続きについて

専門実践教育訓練給付金制度の利用を検討される方は、原則として受講開始日(2025年4月1日)の1カ月前までにハローワークで受給資格確認の手続きを行う必要があります。詳細はお近くのハローワークでご確認ください。

(1) 受講前の手続

① 訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成する。

② ハローワークで配布される「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」に必要事項を記入する。

※裏面をよくお読みにになり「確認票」に記入してください。記入に必要な本校側の情報は以下の通りです。

「確認票」の7と8の欄には以下を参考に記入してください。学科・実習の有無、実習時間によって指定番号が異なりますので、お間違いがないようにしてください。

【社会福祉科】

7	指定番号	1410057-2110011-6
	教育訓練施設の名称	YMCA健康福祉専門学校
	教育訓練講座名	社会福祉科(実習なし)
8	受講開始予定日・受講終了予定日	令和7年4月1日～令和8年9月30日
7	指定番号	1410057-2410011-6
	教育訓練施設の名称	YMCA健康福祉専門学校
	教育訓練講座名	社会福祉科(実習240時間)
8	受講開始予定日・受講終了予定日	令和7年4月1日～令和8年9月30日

【精神保健福祉科】

7	指定番号	1410057-2310011-6
	教育訓練施設の名称	YMCA健康福祉専門学校
	教育訓練講座名	精神保健福祉科(実習なし)
8	受講開始予定日、受講終了予定日	令和7年4月1日～令和7年12月31日

7	指定番号	1410057-2010011-6
	教育訓練施設の名称	YMCA健康福祉専門学校
	教育訓練講座名	精神保健福祉科(実習210時間)
8	受講開始予定日、受講終了予定日	令和7年4月1日～令和7年12月31日

7	指定番号	1410057-2310021-9
	教育訓練施設の名称	YMCA健康福祉専門学校
	教育訓練講座名	精神保健福祉科(実習150時間)
8	受講開始予定日、受講終了予定日	令和7年4月1日～令和7年12月31日

③完成したジョブカードと「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」、その他必要な提出書類をご自分の住所地のハローワークへ提出、ハローワークから教育訓練給付金の「受給資格者証」の交付を受ける。

(2) 支給申請について

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給申請は、教育訓練を受講した本人が受講中及び受講修了後、原則ご自分の住所地を管轄するハローワークに、受講（修了）証明書・領収書等の必要書類を提出することによって行います。

受講開始前に「受給資格者証」が交付された方には、入学後に本校よりあらためてご案内いたします。



みつかる。つながる。よくなっていく。

YMCA健康福祉専門学校

〒 243-0018 神奈川県厚木市中町 4-16-19 Tel 046-223-1441 Fax 046-223-2101
Email ymkenko@yokohamaymca.org URL <https://www.yokohamaymca.ac.jp/health>